

学校感染症による出席停止扱いについて

前橋工科大学学長

学校保健安全法第19条により、学生が感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかる恐れのある場合、本人の休養と他人への蔓延、流行を防ぐために、学長は出席停止の措置をとることができます。

下記の感染症と診断され、病気回復後に登校（学外実習に参加）する場合は、「治癒証明書」を事務局まで提出してください。

1 学校において予防すべき感染症の種類（学校保健安全法施行規則第18条）

第1種	エボラ出血熱、クリミア、コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群及び特定鳥インフルエンザ *上記の他、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症
第2種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、新型コロナウイルス感染症、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症

2 出席停止期間（学校保健安全法施行規則第19条）

【第2種・第3種】

感 染 症 名 等	出 席 停 止 の 期 間
インフルエンザ	発生した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで *特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く
百 日 咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風しん	発しんが消失するまで
水 痘	すべての発しんが痂皮化するまで
咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
結核・髄膜炎菌性髄膜炎・ 第3種	症状により学校医その他の医師におい感染のおそれがないと認めるまで

☆ 第1種感染症にかかった者については、治癒するまで。

☆ 第1種、第2種の感染症に家族がかかっている場合、また、地域に流行している場合等、その状況により登校について医師の意見、許可等が必要な場合もあります。

様式第10号

治 癒 証 明 書

前橋工科大学

学籍番号 _____ 氏名 _____

病 名

上記の感染症のため _____ 月 _____ 日 ~ _____ 月 _____ 日まで治療していましたが
治癒しましたので登校してよいことを証明します。

年 _____ 月 _____ 日

医療機関名

医師名